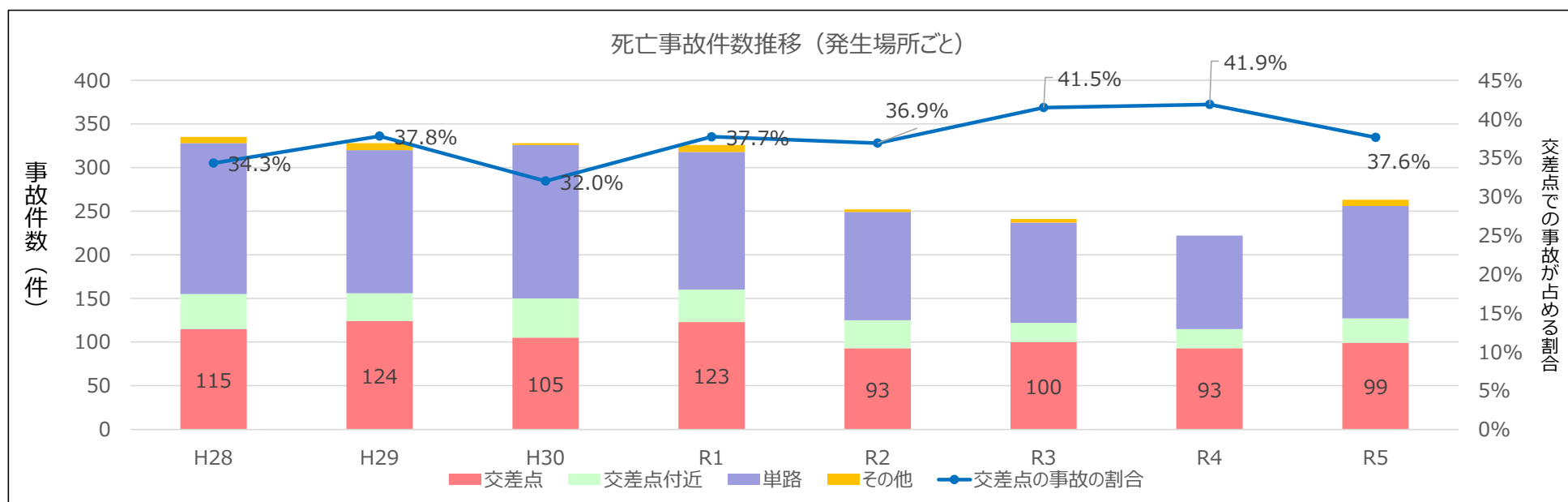
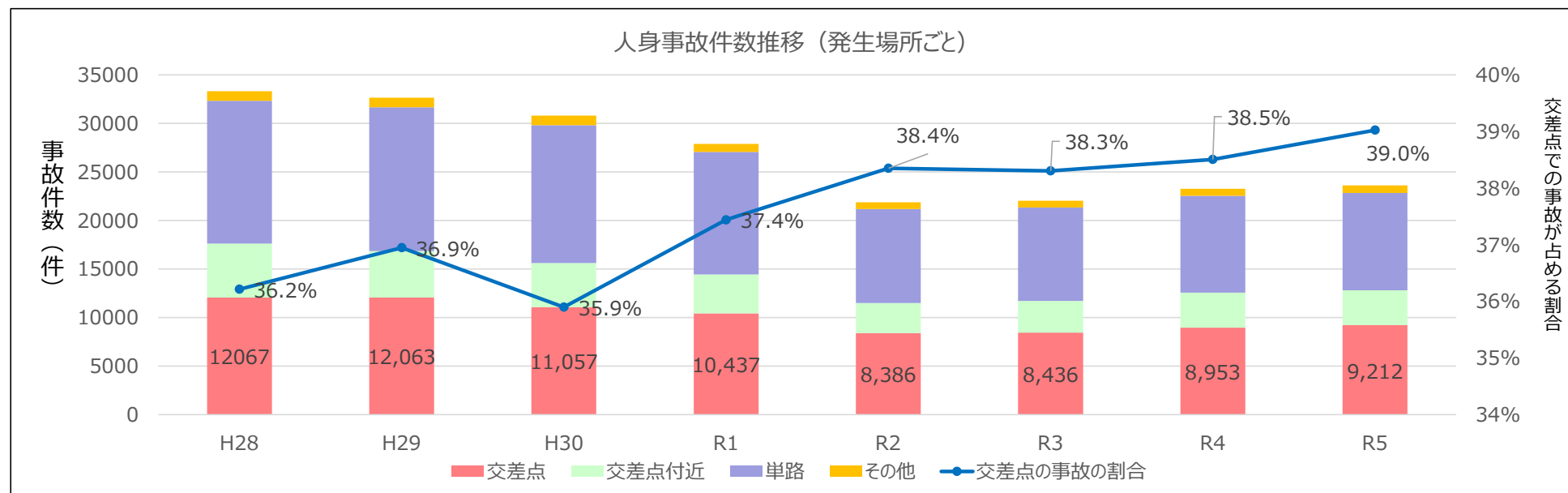


交差点2段階停止

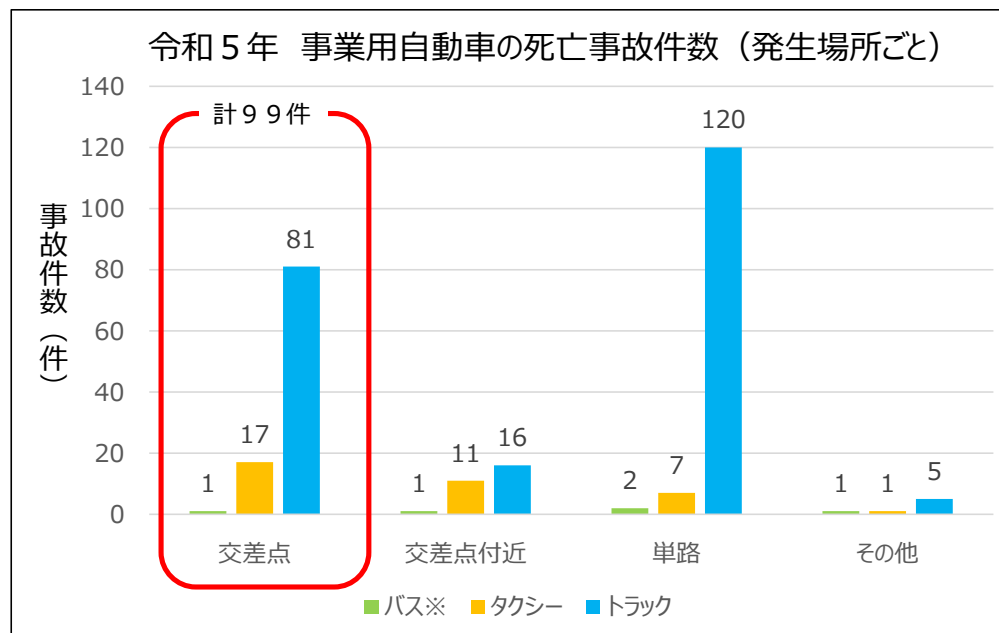
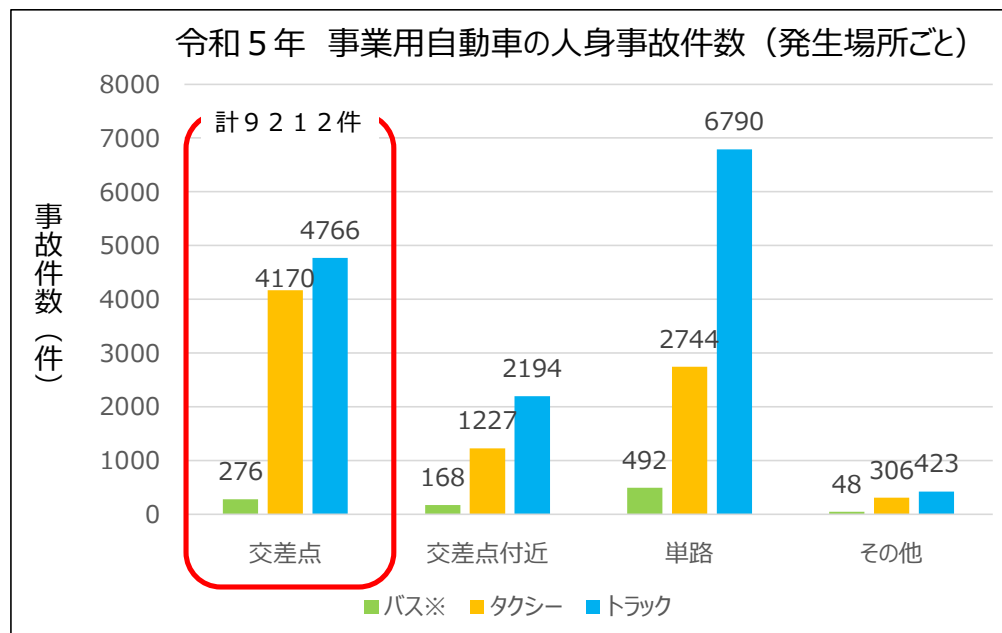
平成30年	10～12月期講演資料	(テーマ：健康管理)
平成31年	1～3月期講演資料	(テーマ：ハード面の安全対策)
(令和元年)	4～6月期講演資料	(テーマ：点呼)
	7～9月期講演資料	(テーマ：指導監督)
令和2年	10～12月期講演資料	(テーマ：ドラレコ活用)
	1～3月期講演資料	(テーマ：車両の点検整備)
	4～6月期講演資料	(テーマ：運転者に対する指導監督～予測・回避～)
	7～9月期講演資料	(テーマ：手続き・確認をお忘れなく)
令和3年	10～12月期講演資料	(テーマ：右折による死傷事故を減らす)
	1～3月期講演資料	(テーマ：右折による死傷事故を減らす(最近の右折事故事例))
	4～6月期講演資料	(テーマ：点呼)
	7～9月期講演資料	(テーマ：飲酒運転防止1)
令和4年	10～12月期講演資料	(テーマ：飲酒運転防止2)
	1～3月期講演資料	(テーマ：健康管理)
	4～6月期講演資料	(テーマ：適性診断・管理者講習)
	7～9月期講演資料	(テーマ：点呼)
令和5年	10～12月期講演資料	(テーマ：アルコール依存症への対応)
	1～3月期講演資料	(テーマ：事業用自動車の構造上の特性)
	4～6月期講演資料	(テーマ：健康管理 ～体調不良時の適切な運行管理～)
	7～9月期講演資料	(テーマ：緊急時における適切な対応)
令和6年	10～12月期講演資料	(テーマ：追突事故防止～適切な車間距離の維持～)
	1～3月期講演資料	(テーマ：車両の点検整備について)
	4～6月期講演資料	(テーマ：自動車運送事業者における視野障害対策)
	7～9月期講演資料	(テーマ：ながら運転の防止)

【今回公開】 令和6年10～12月期講演資料 (テーマ：交差点2段階停止)

事業用自動車の人身事故、死亡事故の多くが交差点で発生しています。
また、交差点での事故が占める割合は、人身事故件数で増加傾向、死亡事故でも下げ止まりの状況。



交差点での事故は、人身事故、死亡事故ともに、バスを除き多く発生しています。
特にタクシーにおいて非常に大きい割合を占めています。



交差点での事故率

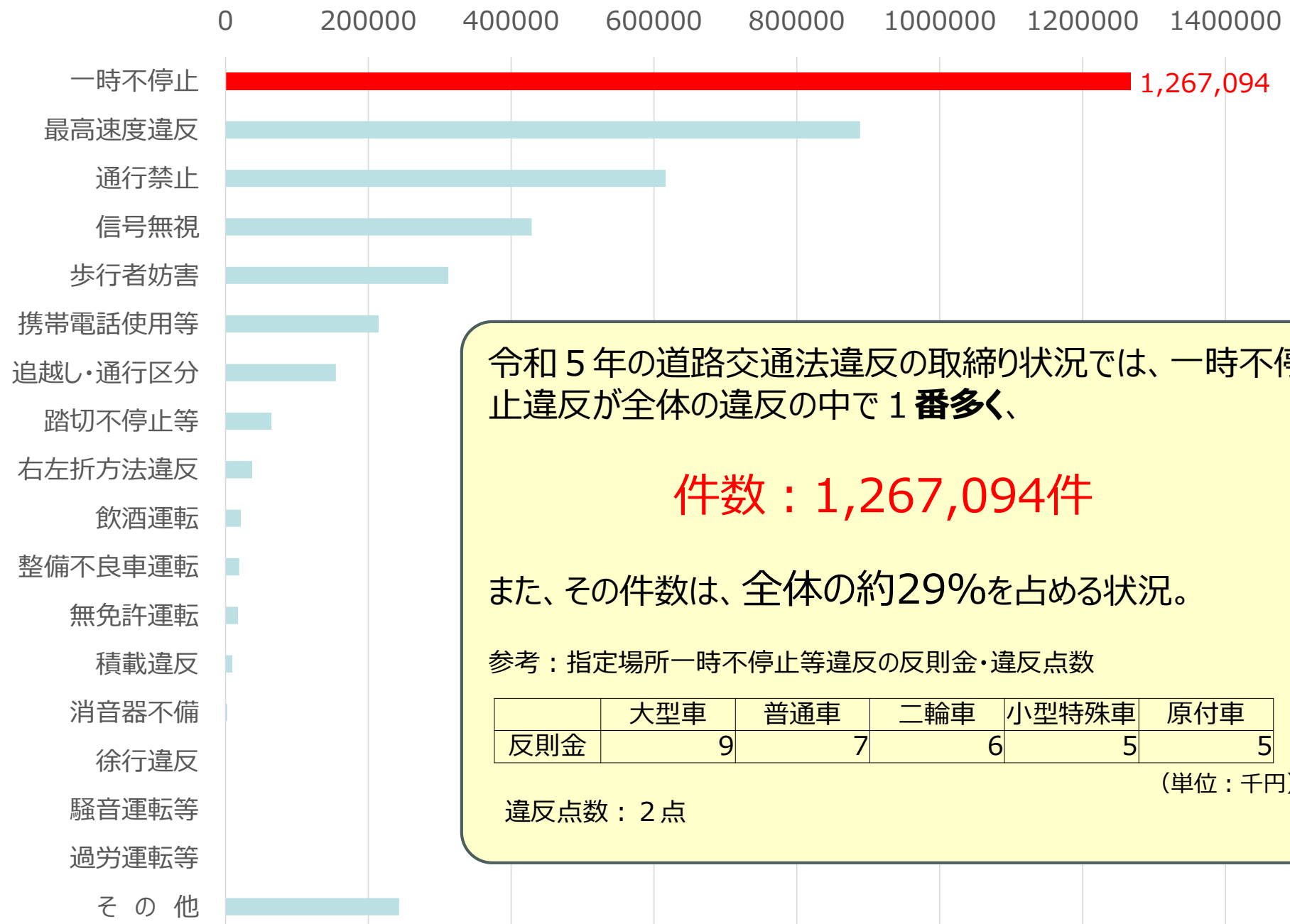
人身事故

バス：28.0%
タクシー：49.4%
トラック：33.6%

死亡事故

バス：20.0%
タクシー：47.2%
トラック：36.5%

○令和5年の道路交通法令違反 取締り状況



令和5年の道路交通法令違反の取締り状況では、一時不停止違反が全体の違反の中で1番多く、

件数：1,267,094件

また、その件数は、全体の約29%を占める状況。

参考：指定場所一時不停止等違反の反則金・違反点数

	大型車	普通車	二輪車	小型特殊車	原付車
反則金	9	7	6	5	5

(単位：千円)

違反点数：2点

○交差点での事故の状況（令和5年）

- ・全事故のうち、交差点での人身事故が占める割合は、増加傾向
- ・死亡者は、下げ止まりの状況
- ・タクシーにおいては、人身事故のうち約半数が交差点で発生
- ・他の業態においても、人身事故のうち3割前後を占める

○道路交通法の違反状況（令和5年度）

- ・一時停止違反（指定場所一時不停止等違反）が、道路交通法違反の取り締まりの中で1番多く、約29%を占める

交差点においては

- ✓ **事故が多く発生**
- ✓ **法令順守がなされていないおそれ**

関係法令（道路交通法）

（指定場所における一時停止）

第43条

車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。（後略）

○運転に係る行動（運転行動）

運転にかかる動きは、広く「運転行動」と呼ばれています。

また、「運転行動」は、「認知」「判断（予測）」「操作（行動）」の3要素とされています。

「認知」

安全に通行するために必要な物を見る（発見する）ことですが、単に見るだけではなく認識すること

「判断・予測」

認知した対象がどのような行動をするのか、自分はどのように行動すればよいのかを判断、決定すること

「操作・行動」

判断や決定に従ってハンドルやブレーキなどを操作すること

「イタルダ・インフォメーション No.56 出会い頭事故における人的要因の分析」から引用

○事故の発生について

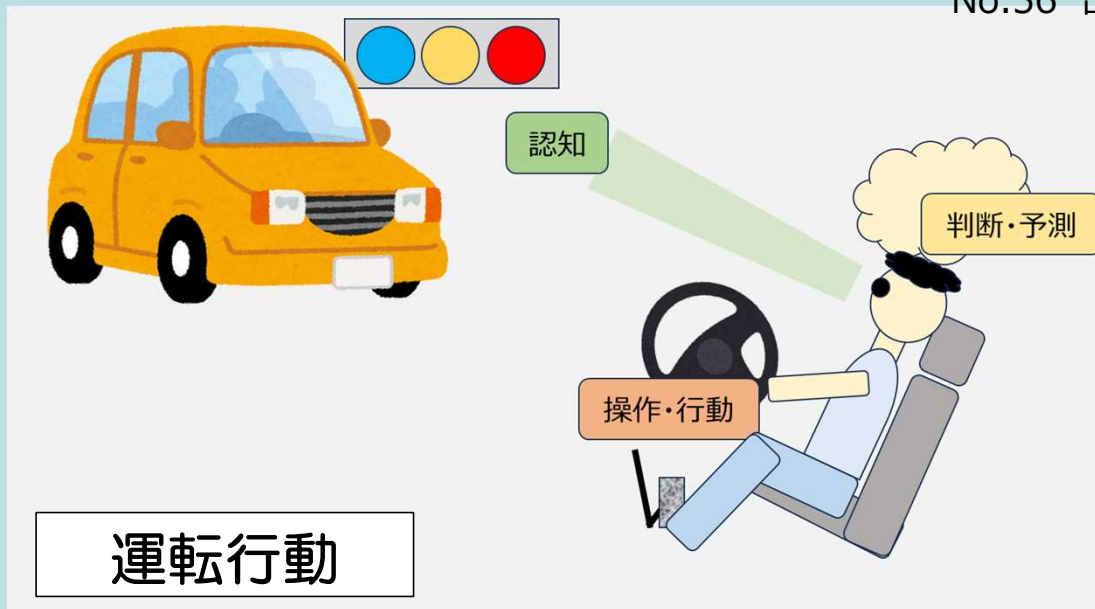
認知できなければ、それに続くはずの判断・予測、操作・行動も存在せず、認知というのは安全の入り口とすることができます。

～中略～

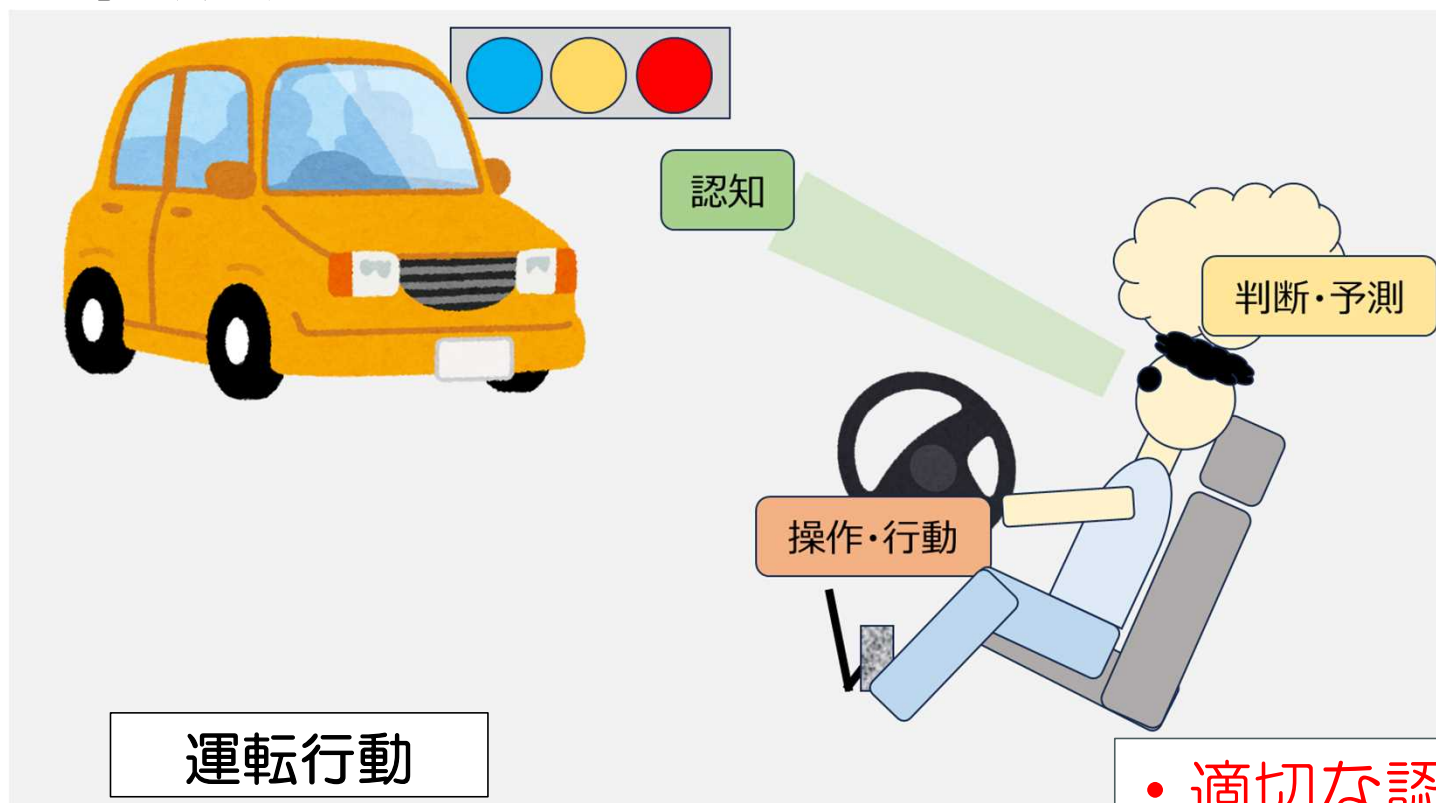
事故の発生には事故直前のエラーが関与していることは言うまでもありませんが、それ以前の不適切な認知、判断・予測、操作・行動が、事故直前のエラーに影響している場合が少なくないことがわかっていきます。

「イタルダ・インフォメーション

No.56 出会い頭事故における人的要因の分析」から引用



○事故の発生について



- 適切な認知をすることが運転行動のスタート
- 事故直前のエラーには、その前の運転行動が影響

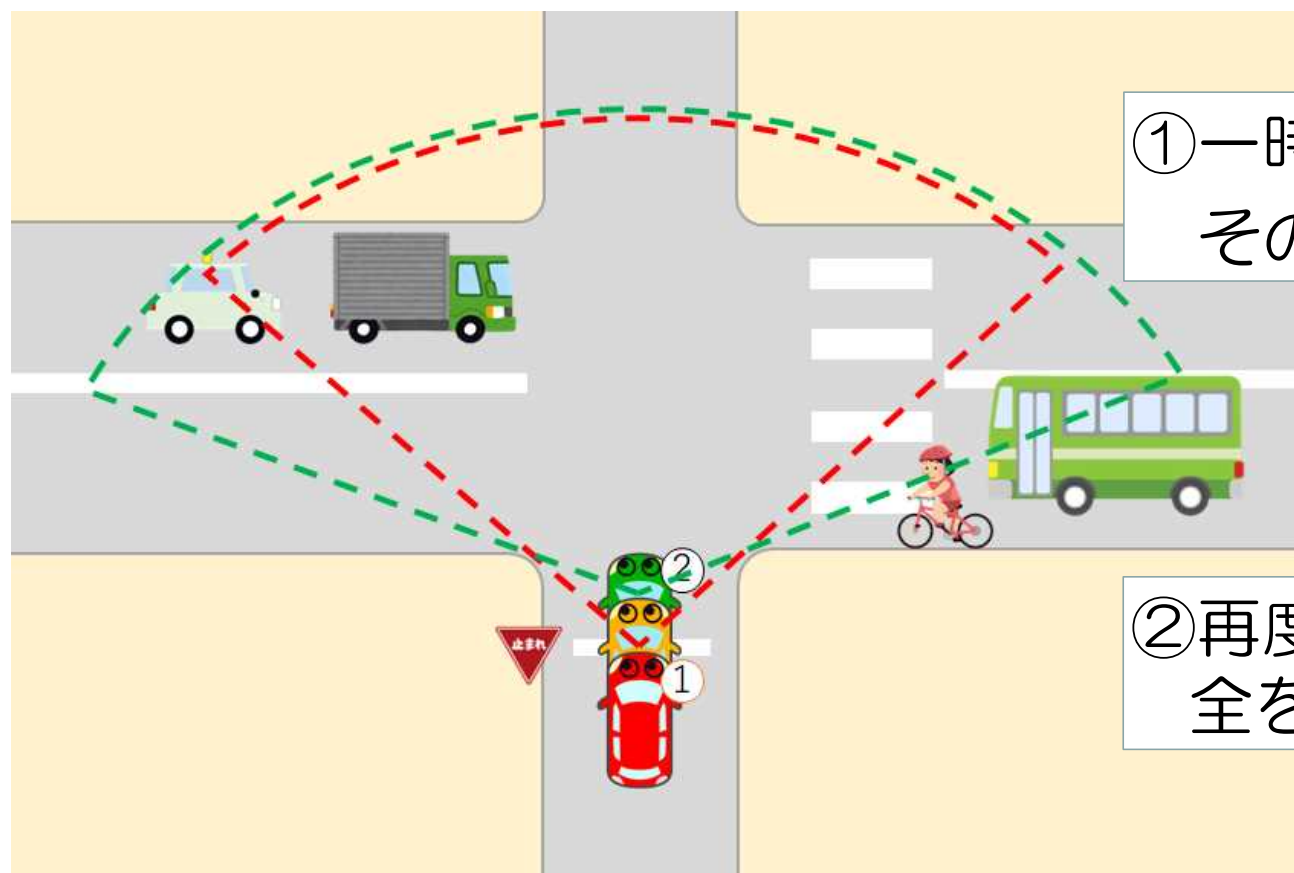
事故防止のためには、周囲をしっかりと見ること(認知)が重要

交差点は「2段階停止」により走行しましょう。

○交差点での2段階停止とは

- ①一時停止線で適切に一時停止、
その後、左右の目視がしやすい位置まで前進、
- ②再度車両を停止させ、安全を確認すること

特に見通しの悪い
交差点では重要！！



①一時停止箇所で適切に停止
その後、ゆっくり前進

②再度、車両を停止させ、安全を確認

交差点は「2段階停止」により走行しましょう。

○ 1 段階目の停止（周囲の見やすい場所での停止）の効果

- 交差点手前での全体的な道路状況確認
- 適切な速度での交差点への進入
- 他車（者）の行動への対応
- 適切な法令遵守



考え方補足

- 停車することにより、周囲をしっかりと・ゆっくり確認（認知する）
- 速度ゼロからの再発進となるため、意図的に加速しない限りゆっくり交差点に進入
- 交差点では直進、右左折と複数の動きがあり、自車はもちろん、他車（者）もいろいろな動きがあります

交差点は「2段階停止」により走行しましょう。

- 2段階目の停止（周囲の見やすい場所での停止）の効果
 - ・ 死角の少ない場所での道路状況の確認
 - ・ 自車が他車（者）を認知できる
 - 他車（者）も「**自車を認知**」できる

考え方の補足

- 他車（者）に自車を見せる（認知させる）ことも事故削減へつながる（他車の運転行動への影響）



○その他の効果

- ・ 自車が停止状態
 - 万が一**事故**が発生しても**被害を抑えられる**

(参考)認知機能について

○認知機能特性 ワーキングメモリ

時間経過とともに状況が著しく変わる運転場面において、運転者は先々の行動を予測しながら、現在すべき行動を決定し、かつ次の思考や動作に直前までの思考や動作を置き換えるために抑制する必要がある。

～中略～

このような複雑な情報処理活動に必要とされる認知機能は、ワーキングメモリ（workingmemory）とされている。このときに必要となるワーキングメモリは貯蔵庫としての側面(1)と、操作領域(2)としての側面の両方を含んでいる。すなわち、運転場面において複数の処理を必要とされる状況では、このワーキングメモリの処理資源が多ければ多いほどよいということになる。

しかしながら、ワーキングメモリの容量には個人差がある。そして、加齢に伴って、一度に処理できる容量が徐々に減少していくことが明らかにされている(3)。

高齢運転者は若年時に比べて運転操作に割けるワーキングメモリ容量が減少し、通常よりもより多くの処理資源を必要とするような運転場面（例えば、狭い路地、混雑した交差点、初めて通る道など）に遭遇したときに、安全運転の確認や運転操作に注意を払うことが難しくなる可能性が考えられる。

(1) Vogel, E. K., McCollough, A. W. and Machizawa, M. G.: Neural measures reveal individual differences in controlling access to working memory, *Nature*, 438, 500-503, (2005).

(2) Turner, M. L. and Engle, R. W.: Is working memory capacity task dependent? *Journal of Memory and Language*, 28, 127-154, (1989).

(3) Dobbs, A. R. and Rule, B. G.: Adult age differences in working memory, *Psychology and Aging*, 4, 500-503, (1989).

西 崎 友規子（京都工芸繊維大学情報工学・人間科学系） 「運転行動に関与する心理・認知機能特性の個人差」から抜粋

この研究によれば・・・

- ・ 認知機能には個人差がある
- ・ 加齢により処理できる容量が低下

交差点での事故等を防ぐために

交差点は「2段階停止」により走行しましょう。

○交差点での2段階停止の利点まとめ

- ✓ 見通しがよい場所での停止による、広範囲かつ余裕をもった周囲の確認
- ✓ 一時停止により、適切な速度での交差点・交差点付近での走行
- ✓ 他車（者）の動きへの適切な対応
- ✓ 万が一事故が発生した場合の被害軽減
- ✓ 法令の適切な遵守
- ✓ 他車（者）に対する自車の存在アピール
（他車（者）が自車を認知）

etc.

交差点は、事故が多く発生しています。

事故は、運転行動(認知、判断・予測、操作・行動)が影響していますが、うち、認知が運転行動のスタートといえます。

特に見通しの悪い交差点では、周囲状況の認知が困難です。

このため、交差点では「2段階停止」による運行をお願いします。

また、道路の状況によっては、より停止する数を増やす「多段階停止」を行うことも重要です。

法令等の改正・お知らせ

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正（令和5年10月公布）



令和5年10月10日
物流・自動車局安全政策課

貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正を行いました

貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令の改正等が本日公布されました。

1. 背景

令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を検討してきたところ、今般、本対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）について、所要の改正等を行いました。

2. 新制度の概要

（1）輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等

一般貸切旅客自動車運送事業者には、運送引受書、手数料等の額を記載した書類、点呼の記録、業務記録及び運行指示書について1年間の保存義務があるところ、当該保存期間を3年間に延長します。また、点呼の記録については電磁的記録として保存することを義務付けます。

（2）録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、点呼を行った際の状況を録音及び録画（電話点呼については、録音のみ）して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。

（3）アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者がアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行う際に、（2）により録画をしている場合を除き、当該呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。

（4）デジタル式運行記録計の使用の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業に使用する自動車の運行距離等を運行記録計により記録し、当該記録を保存しなければならないところですが、本記録をデジタル式運行記録計により行い、電磁的記録として3年間保存することを義務付けます。

（5）安全取組の公表内容の拡充

一般貸切旅客自動車運送事業者に、インターネット等で公表が義務付けられている安全取組の内容として、運転者に対して行う安全運転の実技指導を追加します。

- 改正した運輸規則等は以下 URL から確認いただくことができます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

1. 背景

令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を検討してきたところ、今般、本対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）について、所要の改正等を実施

➡ 改正した運輸規則、パンフレットは以下URLから確認できます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html



パンフレット抜粋

点呼

点呼の様子を動画保存

保存期間 90日間

1日の業務の前後等に実施している点呼では、運転者の方の酒気帯びの有無や、疲労・睡眠不足の状況などを確認していますが、その様子の一部始終を動画で撮影・保存してください。

点呼実施者・運転者の映像・音声両方必要

運転者の識別が可能

後方から運転者を撮影しており、識別が困難

天井に備え付けの監視カメラ、スマートフォン、パソコン内蔵のWebカメラで保存する等、機器は問いません
※映像と音声の両方記録できること、運転者を識別できることが必須

電話点呼の場合は、点呼実施者・運転者双方のやり取りの録音のみでOKです。
スマートフォンの録音アプリ、通信事業者が提供する通話録音サービス、電話のスピーカーフォンとボイスレコーダーで保存する等、録音方法は問いません。

機器が故障した場合は、故障内容及び日時を記録して電磁的方法で90日間保存し、機器を速やかに修理、交換してください

撮影日が分かるよう、ファイル整理をお願いします
(ファイル名や保存日など)

アルコールチェック

アルコールチェックの様子を撮影保存

保存期間 90日間

酒気帯びの有無の確認時に行うアルコールチェックの際に、検知器による呼気の検査中の顔写真を撮影・保存してください。

検査中の運転者の顔が容易に確認できる

検査中の運転者の顔が容易に確認できない

点呼の動画内で、アルコールチェック時の運転者の顔が容易に識別できる場合は、改めての写真撮影は不要です

電話点呼の場合、顔写真を撮影・保存することが必須ですが、ドライブレコーダーによるアルコールチェック時の映像で代えることも可能です

点呼を実施した日を1日目とし、そこから90日間の保存をお願いします

正しいアルコール数値を計測するために、メーカーが指定する測定方法を守りましょう

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正（令和5年10月公布）

2. 新制度の概要

（1）輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等

一般貸切旅客自動車運送事業者には、運送引受書、手数料等の額を記載した書類、点呼の記録、業務記録及び運行指示書について1年間の保存義務があるところ、**当該保存期間を3年間に延長**します。また、**点呼の記録については電磁的記録として保存することを義務付けます。**

（2）録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、**点呼を行った際の状況を録音及び録画（電話点呼については、録音のみ）して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。**

（3）アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者がアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行う際に、（2）により録画をしている場合を除き、**当該呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。**

（4）デジタル式運行記録計の使用の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業に使用する自動車の運行距離等を運行記録計により記録し、当該記録を保存しなければならないところですが、**本記録をデジタル式運行記録計により行い、電磁的記録として3年間保存することを義務付けます。**

（5）安全取組の公表内容の拡充

一般貸切旅客自動車運送事業者に、インターネット等で公表が義務付けられている安全取組の内容として、**運転者に対して行う安全運転の実技指導を追加**します。

3. スケジュール

公布：令和5年10月10日

施行：令和6年4月1日（ただし、令和6年3月31日以前に新規登録を受けた事業用自動車に係る運行記録計による記録については、令和7年3月31日までの間は、アナログ式運行記録計による記録でも良い。）

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（貸切バス）

確実な運行管理の実施に向けた対策

- 重大事故を起こした事業者の大半は、点呼の未実施など運行管理が不十分。
- バス事業者において、改ざん・不正防止を含む確実な運行管理の実施を図るため、「デジタコ装着の義務化」、「アルコール検知時の画像記録保存の義務化」、「点呼記録の動画保存の義務化」等を令和6年4月以降、順次実施する。

運行記録計

アルコール検知

点呼記録

現状

アナタコ
or
デジタコ

呼気中のアルコールを検知

紙や電磁的方法で
1年間保存

デジタコのみ

呼気中のアルコールを検知
+

使用時の画像記録

電磁的方法で3年間保存
+

動画(音声含む)で
点呼の様子を撮影の上、
90日間保存

制度改正後
(令和6年4月※)

※ 一部の施行は令和7年4月



監査や巡回指導において、
確実に点呼が行われているか確認

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

遠隔点呼・業務後自動点呼に係る法令改正について(令和6年3月29日)

遠隔点呼・業務後自動点呼の実施に関する情報

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則では、旅客/貨物自動車運送事業者が運転者又は特定自動運行保安員に対して行う点呼を、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行うことを可能としています。

1. 関連告示・通達

【告示】

- 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示(令和5年国土交通省告示第266号)
 - 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第278号)
- (参考)・遠隔点呼及び自動点呼の告示改正に関するポイント(2024年3月)
- ・改正後全文(令和6年3月)

【通達】

- 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
- 業務後自動点呼機器認定要領

本改正により、遠隔点呼等ができる場所や設備について一部緩和されました。

国土交通省のホームページにおいて、各種情報が掲載されています。

- ・関連告示、通達、QA
- ・関係書類一覧、チェックリスト、参考情報
- ・自動点呼機器の認定機器

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html
または「運行管理高度化ワーキンググループ」で検索願います

検索



○国土交通省告示第百七十八号
旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)第七條第一項から第三項までの規定に基づき、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示(令和5年国土交通省告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲

遠隔点呼及び自動点呼の告示改正に関するポイント
(2024年3月)

【共通】

1. 車内や運転者の自宅に遠隔点呼や自動点呼を実施できるようになるのですか。
○改正後の告示第4条第3号及び第8条第2号に基づき、遠隔点呼や自動点呼の要件を満たすことで、自動車の車内や待合所、宿泊施設その他これらに類する場所(運転者の自宅も含む)として、実施が可能になります。
2. 通信障害やサーバーダウンにより機器による点呼が行えない場合はどうしたらよいのでしょうか。
○乗務「前」に障害でインターネットが通じず、遠隔もしくは対面の点呼ができない場合は、安全性の観点から、決して乗務を行わないでください。
○乗務中に通信障害等が発生して乗務を終了する場合、乗務「後」の点呼は、機器が使えない場合に限り電話での実施で構いません。この場合、運転者が所属する営業所の運行管理者や補助者のみ点呼が実施できます。なお、電話も障害で通じない場合は、ドライバー名、日時、自動車のナンバー、アルコール検知器の測定結果、運行状況をドライバーが記録し、障害復旧し次第、自身が所属する営業所の運行管理者等に送付し、営業所においてはその記録を、点呼記録と同期間保存するようお願いします。

【遠隔点呼】

3. 遠隔点呼を実施したいのですが、どのような機器を購入すれば良いのでしょうか。
○各事業者様が告示第5条の条件を満たすことを確認し、機器を選定ください。なお、遠隔点呼はパソコンやアルコール検知器等のベーシックな機器の組み合わせでも実施できることから、機器認定は行っておりません。
4. 遠隔点呼機器を設置する施設・環境要件として、運転者の顔を随時明確に確認できる環境照度の確保が求められていますが、具体的に何ルクス以上とすれば良いですか(第6条第1号関係)。
○具体的な定量基準は設けていません。遠隔点呼を実施する際に、運行管理者等が運転者の状況を随時明確に確認できるように環境照度を設定してください。

自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック（軽のみ）

貨物軽自動車運送事業における事業用車両の共同使用について（令和6年3月29日）

- 貨物軽自動車運送事業者は、事業用車両を1両しか保有しない個人事業主が多くを占めるが、こうした事業者は、点検・修理等の間に事業を行うことができないことから、点検・修理等の時間や費用を抑え、必要な安全対策が講じられないおそれがある。
- こうした状況を踏まえ、「物流革新に向けた政策パッケージ」においても、「個人事業主間で車両の共同使用を認める新たな制度について具体化する」こととされたところ。
- 貨物軽自動車運送事業者が安全を確保した上で、事業を継続できるよう、関係者間で事前に協定を締結することを前提として、運輸支局へ使用車両の変更届出等を行うことなく、他の事業者が保有する事業用車両を共同で使用できることとする措置を講じる（令和6年度制度運用開始）。

改正前

運輸支局等

③ 使用車両の変更届出
／車検証の書き換え



改正後

運輸支局等

① 共同使用車両に
係る協定の締結

・車両番号
・運行管理、車両管理主体
・事故時の責任関係 等



※例として、個人事業者と法人事業者としているが、個人事業者同士の共同使用を妨げるものではない。

【参考】「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月2日 「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」決定）（抄）

1. 具体的な施策 （2）物流の効率化

⑫ 軽トラック事業の適正運営や安全確保 【国交省】

… また、個人事業主である軽トラック事業者のドライバーの輸送の安全を確保するため、軽トラック事業者のドライバーが車両の法定点検や故障等の際に、安全や損害賠償の支払に必要な措置を講じた上で、個人事業主間で車両の共同使用を認める新たな制度について具体化する。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

運行管理の一元化（令和6年4月2日）

運行管理高度化ワーキンググループ（旧：運行管理高度化検討会）において、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）を活用した、運行管理における安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消のための検討がなされてきたところ。今般、同一事業者内において、運行管理業務を一の営業所に集約させ、他の営業所の管理ができるよう通達が発出。

現行の運行管理

【点呼】

運行管理者が同じ営業所等に所属する運転者に対し、乗務前後に原則対面で点呼を実施



【運行指示、労務管理等】

運行管理者が同じ営業所に所属する運転者に対し、運行指示等を実施



【遠隔点呼の実施】

運用中

ICTを活用し、カメラ・モニターを通じて運行管理者が遠隔から点呼を実施できるようにする



【運行指示者の一元化】

実証実験中

運行管理者が他営業所の運転者に対しても運行指示等を実施できるようにする



運行管理の一元化

運行管理業務の一元化（同一事業者内）



統括営業所



自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

業務前自動点呼の実証先行実施（令和6年5月31日）

運行管理高度化ワーキンググループ（旧：運行管理高度化検討会）の検討を踏まえ、「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた業務前自動点呼の先行実施要領」を発出し、希望する事業者を募り、業務前の自動点呼実証先行実施を行う。先行実施中は、定期的に実施状況に関する報告を求め、業務不可となった事案や健康状態の悪化により運行の中断に至ったケースなどは、当時の状況の詳細を求める。

○実施要領 概要

基本事項

- ・本ワーキングの管理下で実施した場合、法令に適合する点呼を行ったものとして取り扱う
- ・実施は、令和7年3月31日まで
- ・本情報は原則公表され、参加申請書を提出した時点で同意したとみなす
- ・当該点呼は、事業者の営業所又は当該営業所の車庫において、当該営業所に所属する運転者に対し行うことができる
- ・当該点呼を開始するに当たり、開始前までに血圧、体温等の運転者の健康状態に関する平常時の数値を、10日分取得しておく

満たす必要のある要件

- ・業務前自動点呼機器の要件（計24項目）
- ・業務前自動点呼機器を設定する施設の要件（計2項目）
- ・業務前自動点呼を行う上での社内体制に関する要件（計15項目）

その他

本実施要領に特に記載のない事項においても、国土交通省又はワーキングから要請があった事項について、可能な限り対応する。

開始後の報告事項

事業者は、本先行実施の開始以降、内容を変更しようとする場合、国土交通省に報告。

また、以下事項について、国土交通省又はワーキングが別途定める頻度において国土交通省に報告。万が一適切に報告されない場合は、ワーキングの監督下において実施されていると認められない。

- ①当該点呼を実施した運転者当の数
- ②当該点呼を実施した運行の総数
- ③運行管理者が対応した事案（酒気帯びの検知、健康状態の異常等）の内容とその発生頻度
- ④従前の点呼方法により乗務不可と判断された回数（過去1年分の実績データ）
- ⑤その他、国土交通法又はワーキングから求められた事項

実施・変更にかかる書類の提出等

提出期限：実施、変更をしようとする14日前まで

提出書類：実施・・・様式1、様式2、様式3
変更・・・様式4、様式5、様式6

実施要領や届出様式等、その他詳細は国土交通省ホームページで確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html
または「運行管理高度化ワーキンググループ」で検索願います

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

事業者間遠隔点呼の実証先行実施（令和6年7月10日）

運行管理高度化ワーキンググループ（旧：運行管理高度化検討会）の検討を踏まえ、「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」を発出し、引き続き、同一事業者間のみならず事業者を跨ぎ（100%の資本関係にないもしくは資本関係のない事業者間）遠隔点呼（以下、「事業者間遠隔点呼」という。）の先行実施事業者を募集。これにより、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への効果を図る。

○実施要領 概要

基本事項

- 事業者間遠隔点呼の実施は、同じ種別の事業者間で行う
- 本事業の実施に関わる運行管理者、補助者及び運転者等への教育・訓練等を行うための体制を確保していること
- 本情報は原則公表され、参加申請書を提出した時点で同意したとみなす
- 運行管理者、補助者及び運転者等の個人情報の取扱いに関して双方で合意を得たうえで、関係者以外が閲覧できないなどの策を講じる
- 委託する事業者にあつては、予め運転者の所属営業所の運行管理者が、運行の可否に係る指示の確認を受託事業者から受ける体温、血圧の値、およびその他必要事項（常備薬の服用等）を運転者毎に設定
- 事業者間遠隔点呼において、業務前点呼を実施するにあつては、運転者は体温、血圧の測定を行い、報告することとし、以下の事象が確認された場合、事業者間遠隔点呼を実施する事業者は点呼を中断または中止し、運転者の所属元営業所の運行管理者に連絡し、運行の可否に係る指示を仰ぐ
 - ・運転者の呼気中にアルコールが検知された場合
 - ・運転者の体温、血圧が運転者の所属営業所の運行管理者が設定した値を超えていた場合
 - ・運転者の疾病・疲労・睡眠不足に関する自己申告の結果、安全な運行をすることができない恐れがある場合
- 長期間（おおむね1ヶ月間以上）事業者間遠隔点呼のみを受け、運転者の所属元営業所の運行管理者と対面しない運転者に対しては、1ヶ月に1回は対面等で当該運転者と直接会話することにより、健康状態を把握するとともに、指導監督を適切に行うことにより、当該運転者の安全運転の遵守等に努める

実施が困難な場合の体勢

本事業の実施が困難な状態となった場合（遠隔点呼に用いる機器・システムの不具合、停電等）を想定した体制を確保している

申請方法

開始しようとする40日前までにメールにて送付

事業開始後の報告事項等その他事項も定められています。

詳細は実施要領（HP掲載）でご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

または「運行管理高度化ワーキンググループ」で検索願います

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

バス車内事故防止のための啓発動画（国土交通省YouTubeチャンネル）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html



乗合バスにおける事故のうち、約 3 割は車内事故によるものとされており、特に車内事故による負傷者は高齢者の方が多く、高齢者の方が負傷した場合、寝たきりの生活になる場合も確認されております。

国土交通省では、事業用自動車総合安全プラン2025において、令和 7 年に車内事故を85件以下とする目標を掲げておりますが、乗客、一般ドライバー、バス運転者といった方々に対する適切な行動の啓発のために、バス車内事故の危険性を分かりやすく紹介する動画を作成いたしましたので、ぜひご覧ください。



少しの加減速による揺動でも転倒の危険性があります。

乗客の方々向け



バスの急ブレーキは、車内の転倒事故に繋がること知っていただき、

一般ドライバーの方々向け

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（バス）

バスの安全運行の徹底について（令和6年2月19日付国自安第139号）

本年に入り、福島県において、乗合バスが停留所を発進する際に、当該停留所で降車した歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故、また、広島県において、乗合バスが交差点を右折する際に、横断歩道を横断中の歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故が立て続けに発生。

令和5年の1年間にバス事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで3件の報告があったところ、本年は既に上記2件の報告があり、昨年1年間の報告件数に近づいていることから、大変憂慮すべき状況。



国土交通省は、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を発出

（１）バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。特に、数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。

（２）交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。

【参考】令和6年に発生したバスの死亡事故

● 2月1日（木）午前9時58分頃、福島県会津若松市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが停留所から発進した際、当該バス停で降車した歩行者を轢いた。この事故により、当該歩行者が心肺停止となり病院に運ばれ、その後死亡した。

当該歩行者は前扉から降車した後、ふらついてバスの左前方に転倒したところ、運転者は発進のため右側に注意を向けていたため、歩行者に気づかず発進した模様。

● 2月13日（火）午前10時50分頃、広島県大竹市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客15名を乗せ運行中、交差点を青信号で右折する際に、同じく青信号で横断歩道を左から右に横断中の歩行者と衝突した。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（タクシー）

タクシーの安全運行の徹底について（令和6年8月22日付国自安第52号）

令和5年にタクシー事業者が引き起こした交通事故は、令和4年に比べ約500件増加し、令和5年の死亡事故は令和4年に比べ1.6倍増となった。令和6年にタクシー事業者が引き起こした死亡事故は、自動車事故報告規則に基づく報告によると令和6年7月末時点の速報値で33件（内、横断中の人との事故が14件、路上横臥中の人との事故が6件）あり、死亡事故の6割が21時から6時の間に発生しています。「事業用自動車総合安全プラン2025」において、タクシーについては令和7年度までに死者数25人以下とした目標を既に超えており、非常に憂慮すべき事態。

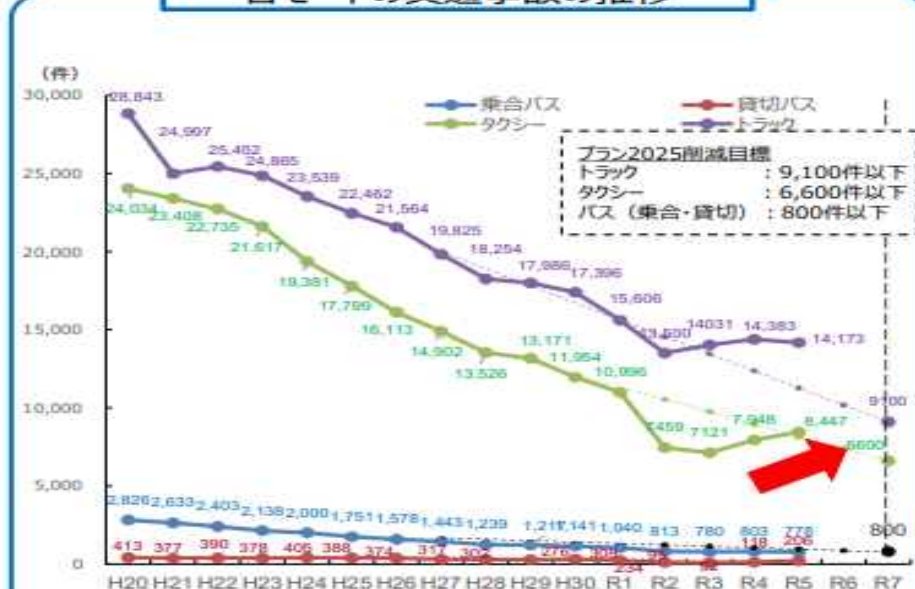


国土交通省は、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を発出

歩行者等を早めに発見するため、

- ・夜間は昼間よりも速度を落として走行するとともに前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行うこと
 - ・見通しの悪い交差点では徐行や停止すること 等
- 対歩行者の事故防止について周知徹底を依頼

各モードの交通事故の推移



出典：（公財）交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

各モードの交通事故死者数の推移



出典：（公財）交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（タクシー）

タクシーの安全運行の徹底について（令和6年8月22日付国自安第52号）

（参考）令和6年7月に発生したタクシーの死亡事故

発生日	時刻	場所	死者数	当時の状況
7月3日	15:50	京都府	1	国道において、京都府に営業所を置く個人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、別の事故により対向車線から投げ出されてきたオートバイの運転者が、当該個人タクシーに衝突。
7月6日	3:00	沖縄県	1	法人タクシーが空車で運行中、路上に横臥していた歩行者を轢過。 この事故により、当該歩行者が死亡。
7月9日	7:50	東京都	1	東京都墨田区の片側3車線の都道において、東京都に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、青信号で交差点を右折した際に対向車線を進行してきたオートバイと衝突。 この事故により、オートバイの運転者が死亡。
7月19日	21:40	奈良県	1	国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、第1車線の道路上に仰向けに倒れていた男性に接触。 この事故により、路上横臥者が死亡。
7月26日	10:00	千葉県	1	市道において、個人タクシーが空車の運行中、自転車で横断してきた歩行者をはねた。 この事故により、自転車乗りが死亡。
7月27日	0:20	福岡県	1	県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、交差点において道路を横断していた歩行者に気付くのが遅れ衝突。 この事故により、当該歩行者が死亡。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

自動車運送事業者向けのマニュアルが改正されました

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部が改訂されました（令和5年1月6日）

1. 背景・必要性

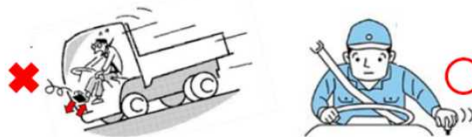
令和4年8月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、10月には静岡県 の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、モード横断的に指導・監督マニュアルの一部を改正することとしました。

2. 改訂内容

- ①坂道での適切な運転操作（バス、タクシー、トラック）
- ②危険箇所の情報を踏まえた運転指導（バス、タクシー、トラック）
- ③乗客のシートベルト着用の目視での確認（貸切バス）
- ④非常口や非常停止ボタンの使い方の周知（バス）

① 坂道での適切な運転操作（バス、タクシー、トラック）

- 長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが効かなくなる可能性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること。



② 危険箇所の情報を踏まえた運転指導（バス、タクシー、トラック）

- 都道府県警が公表している「交通事故発生マップ」等の活用等により、事故の危険性が高い箇所を把握し、当該箇所における適切な運転操作をするよう指導すること。



警視庁HPより

③ 乗客のシートベルト着用の目視での確認（貸切バス）

- 乗客がシートベルトを着用していることを、発車前に運転者又は添乗員が目視で確認すること。



④ 非常口や非常停止ボタンの使い方の周知（バス）

- 事故時等の非常時に備え、乗客に対し、非常口や非常停止ボタンの設置位置や使い方、非常停止時のバスの挙動等に係る案内を行うこと。



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

または

「指導監督実施マニュアル」で検索願います。



自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（バス）

トラック

令和5年5月16日（火）午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、乗客乗員40名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという事故が発生。



国土交通省は、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を发出

貸切バスにおける安全確保の徹底について （令和5年5月17日付国自安第20号）

1. 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、緊急時における適切な対応について運転者への指導を徹底すること。特に交通事故・車両故障発生時においては、次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
 - （1）高速道路上においては停止表示器材を設置し、他の自動車に事故の発生を知らせる等、道路における危険防止措置を実施すること
 - （2）状況に応じ、乗客を車両から退避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにする等、乗客の安全の確保に係る措置を実施すること

指導監督マニュアル バス事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_gaiyohen.pdf

指導監督マニュアル バス事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

トラックにおける安全確保の徹底について （令和5年5月17日付国自安第21号）

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
 - （1）確実に点呼を実施し、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること
 - （2）乗務員の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員を業務に従事させないこと
 - （3）「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、運転者に対し、ブレーキの適切な使用等、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること

指導監督マニュアル トラック 事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf

指導監督マニュアル トラック 事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

または「指導監督実施マニュアル」で検索願います。



自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

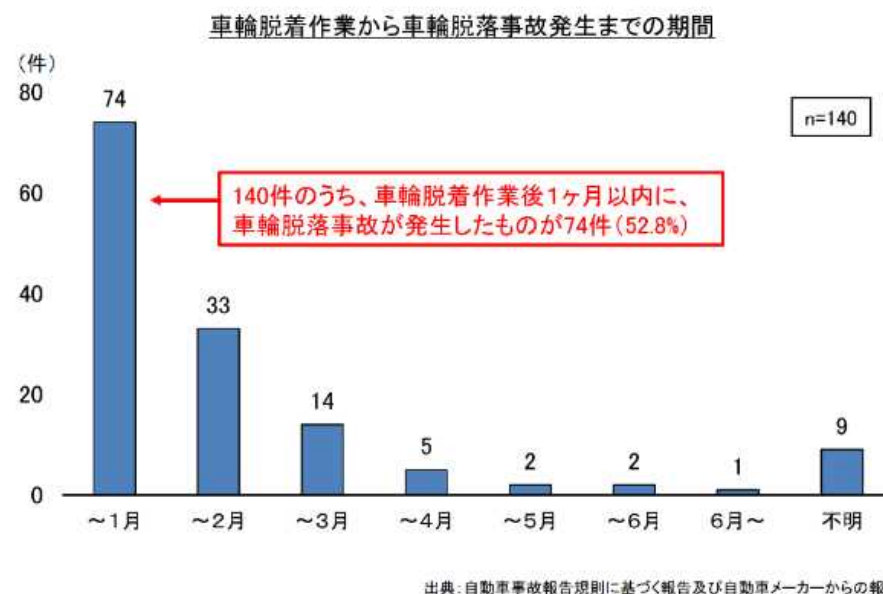
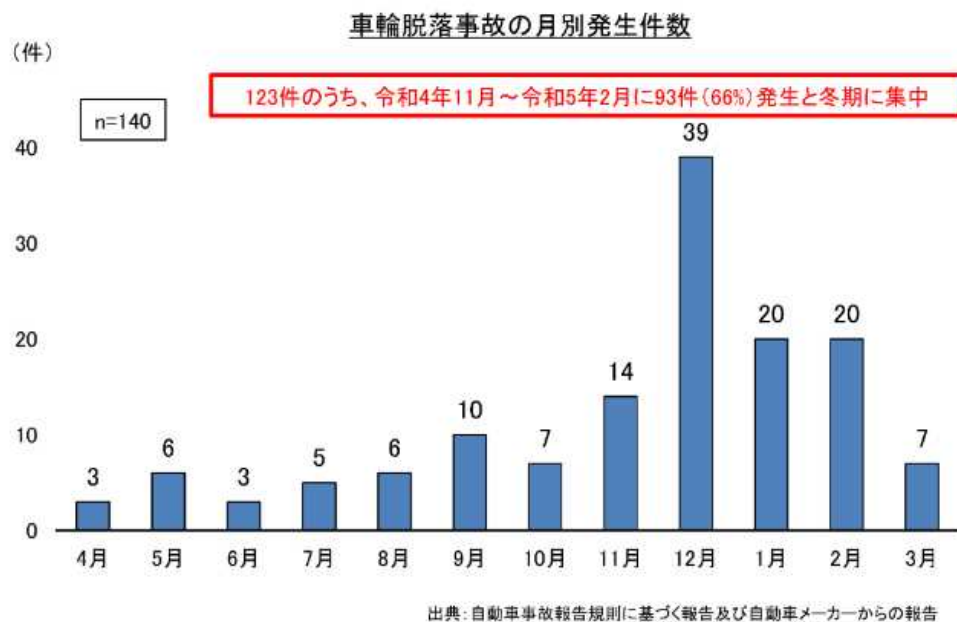
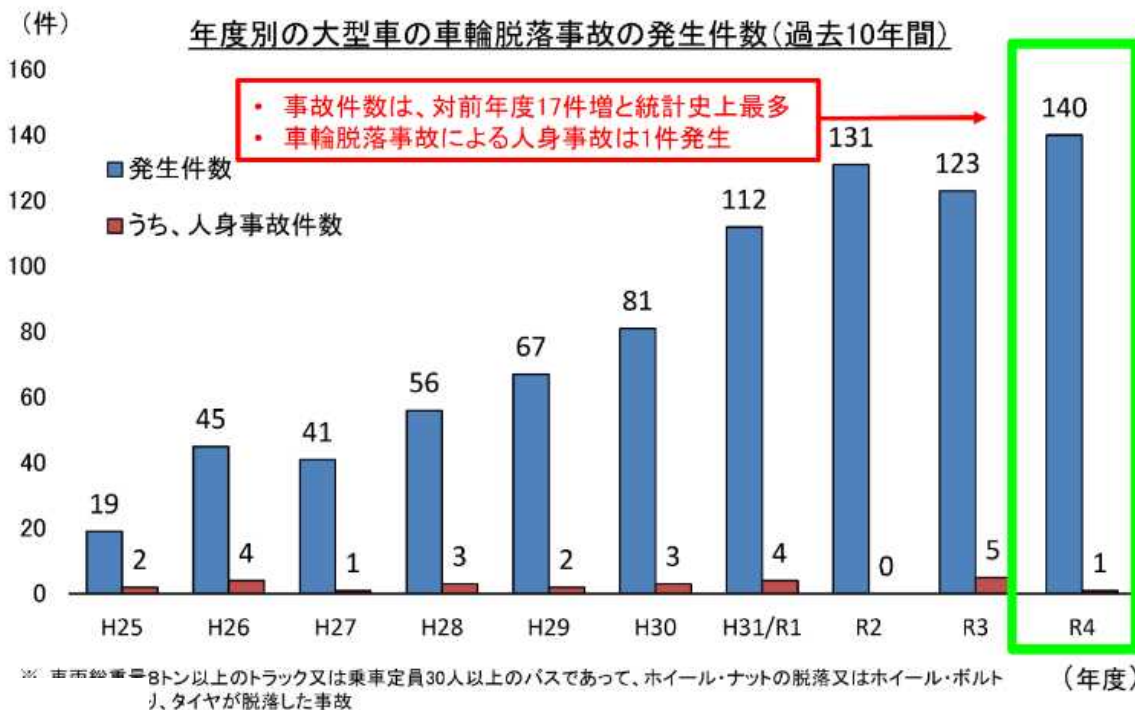
旅客（バス）

トラック

大型車の車輪脱落事故件数は
令和4年度に140件発生。
過去最大となるなど増加傾向

主な傾向

- ・ 11月～2月の冬期に脱落が集中
- ・ 車輪脱着作業1ヶ月以内に脱落が集中

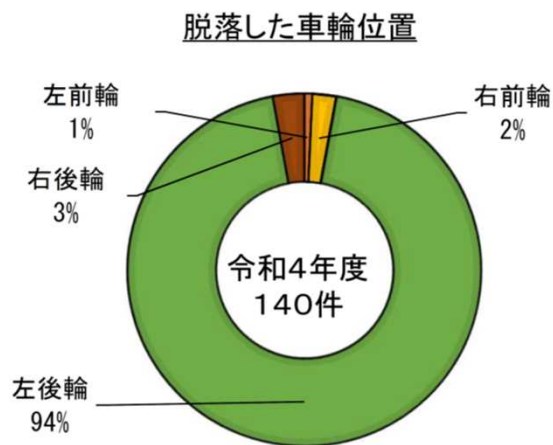


自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（バス）トラック

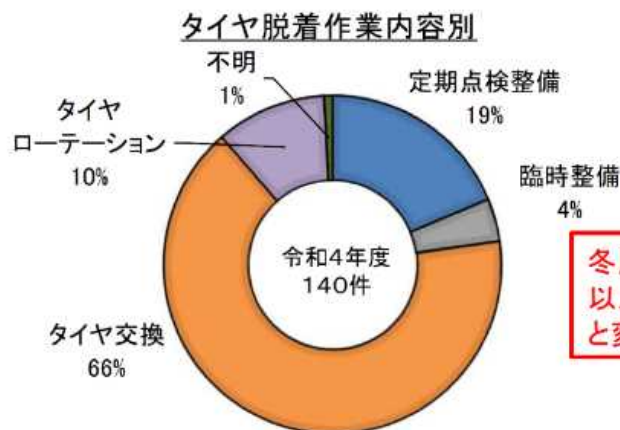
主な傾向

- ・後輪左側の脱落が全体の9割を占める
- ・大型車ユーザーの交換が大半を占める
- ・タイヤ交換時が半数以上を占める（冬用タイヤへの交換、摩耗タイヤの交換、タイヤローテーション）



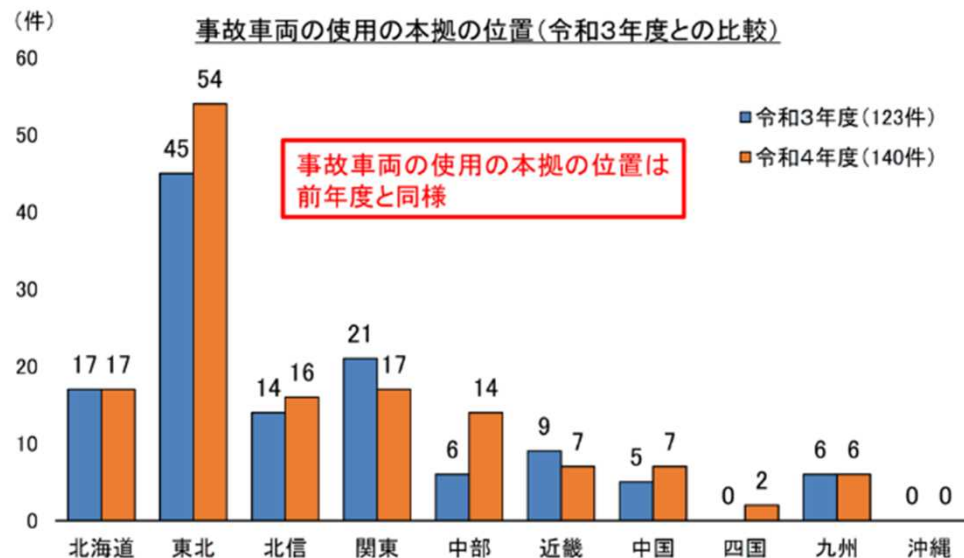
左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

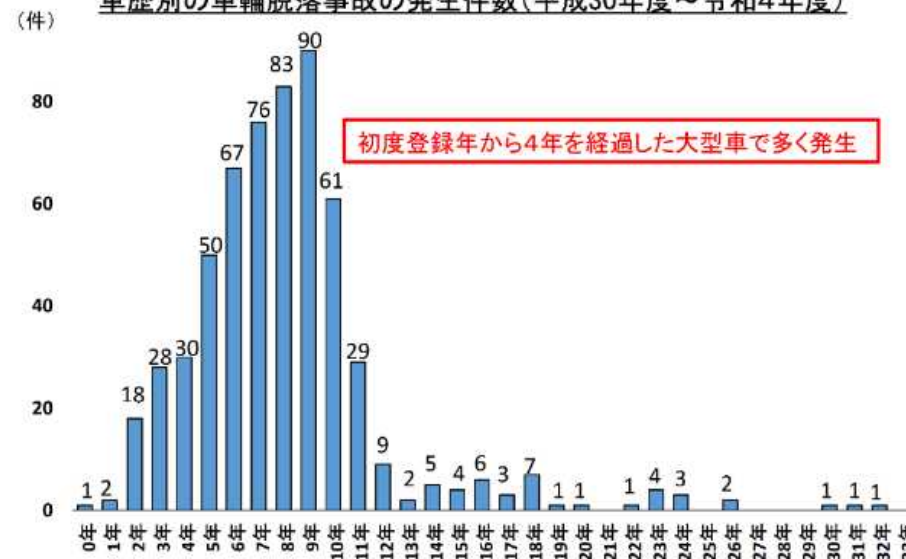


冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



車歴別の車輪脱落事故の発生件数（平成30年度～令和4年度）



法令等の改正、お知らせ

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（バス）トラック

（島根県浜田市）事故概要

（青森県八戸市）事故概要

※12月4日12時時点

○発生場所・場所

・令和5年11月30日（木）午後3時30分頃、島根県浜田市三隅町の国道9号線

○事故状況

・大型トラックが時速約50km/hで運行中、左後前軸車輪1本が外れ、歩行者（75歳、男性）に衝突
 ・この事故により、当該歩行者が内臓出血、骨盤骨折の重傷
 ・ホイールボルトは折損しておらず、ナットの緩みが原因である可能性が考えられる。

○タイヤ交換、日常点検等の状況

・前日（11月29日）に自社従業員が冬用タイヤに交換（締付トルクを確認）
 ・当日（11月30日）の日常点検では目視により確認（点検ハンマー未使用）
 ・タイヤ交換から事故まで約200km走行

○発生場所・場所

・令和5年12月1日（金）午後3時50分頃、青森県八戸市の八戸自動車道下り線

○事故状況

・大型トラックが時速約80km/hで運行中、左後後軸車輪2本が外れ、路肩規制標識を撤去する作業をしていた30代と60代の男性作業員2名に衝突
 ・この事故により、30代の作業員が死亡、60代の作業員が軽傷
 ・ホイールボルトは折損しておらず、ナットの緩みが原因である可能性が考えられる。

○タイヤ交換、日常点検等の状況

・11月15日に自社従業員が冬用タイヤに交換（翌16日に増し締めを実施）
 ・当日（12月1日）の日常点検では目視により確認（点検ハンマー未使用）
 ・タイヤ交換から増し締めまで319km、増し締めから事故まで4,883km走行



国土交通省は、大型車における適切な冬用タイヤ交換作業等の実施を図るため、通達を発出

大型車における適切な冬用タイヤ交換作業等の実施について（令和5年12月1日付国自安第108号国自整第164号）

1. 大型車のタイヤ脱着作業時においては、「自動車の点検及び整備に関する手引き」及び「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を確認の上、啓発チラシやタイヤ脱着作業管理表を活用し、確実に実施すること。

「自動車の点検及び整備に関する手引き」

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/>

「冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！（令和 5年9月29日）」

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

大型車の車輪脱落事故防止に係る一斉点検の実施について（依頼）（令和5年12月4日付国自整第166号の2）

トラック運送事業者に対して、保有車両のホイール・ナットの緩みの確認及びタイヤ脱着作業後の増し締めが確実にされているかについて一斉点検を実施するよう指示。

自動車交通部旅客第一課からのお知らせ

旅客（バス）

○乗合バス事業者様へ

中部運輸局管内で、最近次の事例の発生が散見されています。同様事例が発生しないよう、社内管理体制の確認や運転者指導の徹底をお願いします。

①路線バスにおいて、乗客がいないため終点手前で運行中断し帰庫してしまった事例

→別紙チラシ(次のスライドをご参照ください)

②運転者が終点等で車内点検を確実に実施せず、車内に乗客を閉じ込めた事例

→猛暑・寒冷時の長時間の車内閉じ込めは、乗客へ重大な影響を及ぼす事態も考えられます。運転者による車内点検の確実な実施、乗務後点呼時の運行管理者による運転者への確認の徹底

○貸切バス事業者様へ

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

①運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加(令和元年8月～)

② 毎事業年度に報告する事業報告書の記載項目に、手数料等を追加(令和2年4月～)

○乗合・貸切共通:旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システムに関する案内

対応ブラウザにかかるシステム改修が行われ、現在はMicrosoft EdgeとGoogle Chromeで利用可能となっております。 ※Internet Explorerサポート終了のため

路線バス事業者、コミュニティバスを運営している地方公共団体のご担当者様へ

【別紙】

運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？

～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

系統途中での運行中断について

- 路線バス（路線定期運行の一般バス）が、終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生しています。
- 運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法（※）の違反となり、行政処分の対象となることがあります。

【運行中断に対する行政処分の状況】

平成28～30年度 5件の違反があり、行政処分（車両の使用停止等）

※道路運送法 第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）

一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（裏面）を参照。

○効率的な運行が認められる場合（一般バス）

終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。



○運行計画の届出手続き

運行計画の届出内容の欄に、効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出することが必要。

○実施する上での留意事項

- ・ 必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること
- ・ 回送の際は、関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと 等

問い合わせ先：国土交通省 中部運輸局

自動車交通部 旅客第一課 (052-952-8035)

愛知運輸支局 輸送・監査担当 (052-351-5312)

静岡運輸支局 輸送・監査担当 (054-261-2898)

岐阜運輸支局 輸送・監査担当 (058-279-3714)

三重運輸支局 輸送・監査担当 (059-234-8411)

福井運輸支局 輸送・監査担当 (0776-34-1602)

平成18年3月23日付け

事務連絡

「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」

記

1. 効率的な運行として認める場合

(1) 一般バス

- ① 一般バス路線における運行系統であって、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存しないことを確認し、かつ、乗車中の乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
- ② 一般路線における運行系統であって、乗車専用または降車専用のクロースドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗客が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。

(2) 高速バス

- ① 高速バス路線における運行系統であって、乗車専用又は降車専用のクロースドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗客が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
- ② 高速バス路線における運行系統であって、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの降車専用の停留所区間において旅客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で、帰庫又は終着地までの回送をする場合。
- ③ ①及び②に規定するもののほか、予約制を取っている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し帰庫する場合。

(3) 定期観光バス

- ① 定期観光バス路線における運行系統であって、始発停留所からの旅客の乗客が存しないことを確認した上で、回送し、帰庫する場合。
- ② ①以外の場合であって、予約制をとっている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所で予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

2. 事業者の遵守事項

- (1) 1. の場合における運行（以下「当該運行」という。）を行う場合は、運行計画の届出内容の欄に新設・変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。
- (2) 当該運行を行う場合は、あらかじめ運転基準（運輸規則第27条第1項）中「5 その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第27条第2項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ提示すること。さらに、乗務記録（運輸規則第25条第1項第3号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した距離を記録するよう、運転者に指導すること。
- (3) 当該運行を行う場合は、道路交通法第71条第1項第5の5号に規定する運転者の遵守事項に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を必ず受けてから回送することとし、帰庫等への道路状況について十分な道路は回避する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送すること。

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

旅客（タクシー）

令和5年1月に実施したタクシー事業者に対する集中監査月間の結果、中部運輸局管内387事業者（令和4年3月31日現在）のうち31事業者に対して監査を実施し、19事業者について法令違反を確認しました。

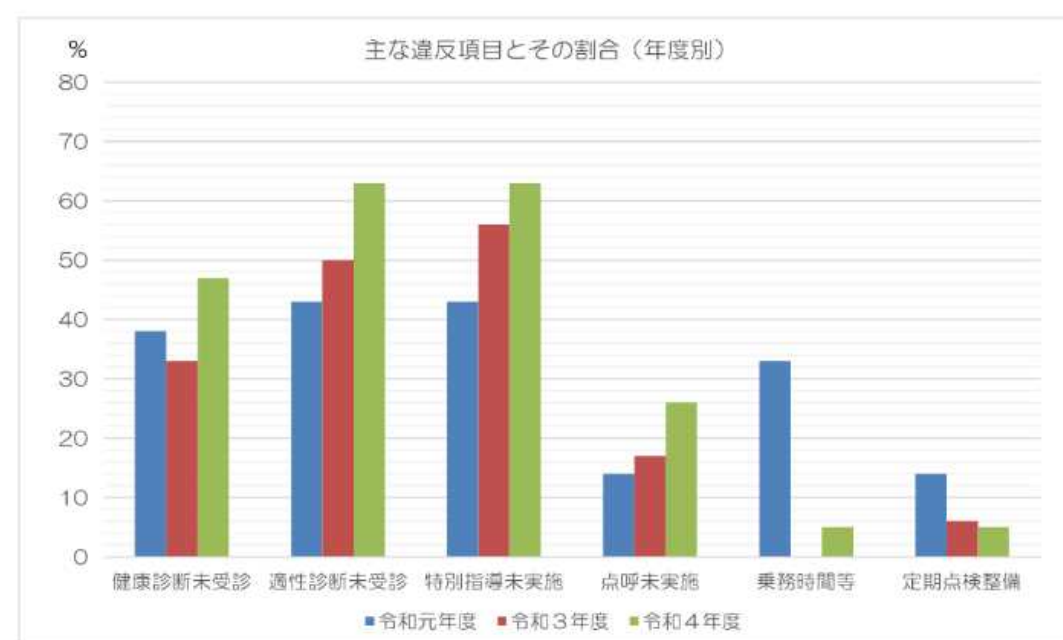
特に「**健康診断未受診**」、「**適性診断未受診**」、「**適性診断結果に基づく特別指導の未実施**」について、多くの違反を確認しました。

引き続き**適性診断**や**健康診断**の受診及び診断結果に基づく**指導の徹底**をお願いします。

【法令違反の状況】

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況					
			健康診断未受診	適性診断未受診	特別指導未実施	点呼未実施	乗務時間等	定期点検未実施
愛知	11	9	6	8	8	4	—	1
静岡	4	3	2	1	1	1	—	—
岐阜	5	3	1	2	2	—	—	—
三重	6	2	—	—	—	—	—	—
福井	5	2	—	1	1	—	1	—
計	31	19	9	12	12	5	1	1
前年度計	24	18	6	9	10	3	—	1

注）未受診、未実施を1件でも確認した場合は、違反事業者数に計上している。



注）令和2年度においては、集中監査月間を実施していません。

自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック

輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めました。（令和2年2月28日）

昨今の異常気象が多発している状況を踏まえ、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について、通達として定めました。

参考：全日本トラック協会ホームページ（通達やリーフレットが掲載されています）

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/anzenkakuho202003.html>

自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）

トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正の概要

1. 規制の適正化

- ① 欠格期間の延長等
- ② 許可の際の基準の明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
- ② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

3. 荷主対策の深度化

- ① 荷主の配慮義務の新設
- ② 荷主勧告制度（既存）の強化
- ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【平成35年までの時限措置】

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【平成35年までの時限措置】

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1. 及び2. 令和元年11月1日 3. 令和元年7月1日 4. 令和元年12月14日 【標準的な運賃の告示日は令和2年4月24日】

旅客自動車運送事業運輸規則
貨物自動車運送事業輸送安全規則 の一部改正

全業態

整備管理者選任後研修の通知が廃止されました

今後選任後研修を受講する際は
事業者の管理の下以下①または②の時期に
計画的に受講させる必要があります

- ① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
 - ・ 選任届出をした年度又はその翌年度
- ② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
 - ・ 最後に研修を受けた年度の翌々年度（2年度ごと）

研修の受講は、各県の運輸支局へ申込期間中に受講申込
の上、受講していただく必要があります。

（研修実施日、申込期間等詳細については各運輸支局へお問い合わせください）

自動車技術安全部整備課からのお知らせ

全業態

別紙2

不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

⚠️ このような改造は**不正改造**です。

① 基準不適合マフラーの装着/ 消音器の取り外し

基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。



② 灯火類の色の変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を妨害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

③ タイヤ及びホイールの車体(フェンダー) 外へのはみ出し

適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ機構などと干渉します。
また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。



④ 運転者席・助手席の窓ガラスへの 着色フィルム等の貼付 (貼付状態で可視光線透過率70%未満)

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。



⑤ 基準外ウイングの取り付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

⑥ A. 荷台さし枠の取り付け・燃料 タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取り外し C. 大型後部反射器の取り外し



⑦ 速度抑制装置(スピードリミッター) の解除・取り外し



不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら
●車両のナンバー
●不正改造の内容
をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ

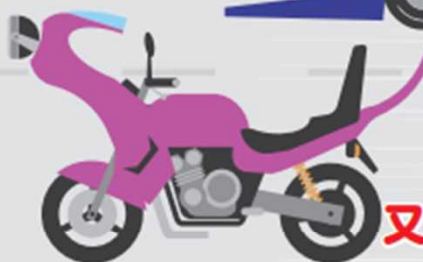


不正改造車を 作らない!!! 乗らない!!!

不正改造車の使用者

整備命令の発令

↳ 従わない場合**使用停止命令**の発令



不正改造を実施した者

6ヵ月以下の懲役

又は30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

自動車技術安全部整備課からのお知らせ

全業態

⚠ 不正改造チェック項目

乗用車

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

○触媒等が取り外されていないか

サスペンション

○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車輪灯

○白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車輪灯が同一色であればよい。

番号灯

○白色であるか

後退灯

○白色であるか

尾灯

○赤色であるか

制動灯

○赤色であるか

方向指示器

○橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器

○赤色であるか

ウイング

○側方への翼形状を有していないか
○確実に取り付けられているか
○鋭い突起がないか
○その付近の最外側、最後端とならないか 等

乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー

○運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

○指定以外のステッカー貼付をしていないか
○前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー

○斜視な突起がないか
○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であるか

警告音

○音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯

○白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火

○赤でないか ○点滅しないか
○光度300cd以下であるか

タイヤ

○回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡

○運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

貨物車

回転灯

○緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
○道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

禁止灯火

○走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

巻き込み防止装置

○普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ（土砂等運搬）

○土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
○荷台の一部を高くする等の改造がないか

ディーゼル車の原動機

○黒煙汚染度は基準内であるか

二次乗装

○新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
○容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

速度抑制装置（スピードリミッター）

○規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後部に貼付されているか

突入防止装置

○自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器

○貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

二輪車

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

○触媒等が取り外されていないか

整備管理者が自ら不正改造を行ったり、不正改造車と知りながら当該車両の使用を容認した場合、整備管理者の解任命令の対象となる場合があります。

⚠ 不正改造は犯罪です！

全業態

自動車点検整備推進運動

忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検

点検整備
やらないと

安全と環境保全には、**点検・整備**が必要です

 「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシ等はこちら
※各地域の取組については、最寄りの運輸局にお問い合わせください

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



▶自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seiji.com

▶クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seiji.com/m/s/index.html

[illegible]

くるまのコンピュータ
点検してますか？



※大型特殊自動車、積載引自動車及び二輪自動車は対象外

OBD 点検の概要



「スキャンツール」をOBDポートに接続し、「OBD」が記録している、各種装置の故障の有無や作動状況（故障コード）を読み出します。これにより、装置が正常に作動しているかを確認することを、「OBD点検」と呼んでいます。

「車載式故障診断装置(OBD)」とは…

車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の**状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。**

「スキャンツール」とは…

OBD に記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、安全に走行できる状態であるかを確認する機器。

自動車技術安全部整備課からのお知らせ

全業態

9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です！
— 忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検 —

大型自動車（事業用・自家用）に乗られる皆さんへ

重大事故を防ぐため、適切な点検整備の実施を！

大型自動車は、事故が起こると重大な被害につながりかねません。
日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成にご協力をお願いいたします。

大型自動車の車輪脱落事故

❗ 事故件数は、近年増加
❗ 歩行者にぶつかれば、重大事故になりかねません

車輪脱落事故発生動向より（R2.国交省作成）
動画URL

以下に特にご留意を！
※ISO規格の例のみ示しています

日常点検時

※増し締め
きちんと締め付けを行っても、走行すると初期なじみにより締め付け力が低下します。
50～100キロほど走行したら、規定トルクで増し締めを。

※ゆるみの確認
いずれかの方法で、緩みがないか日常的に確認しましょう。

打音点検
点検ハンマ

目視点検
ホイール・ナットへのマーキング
ホイール・ナットの回転を指示するインジケータ類の検査

車輪脱着時

※清掃・潤滑剤の塗布
十分な締め付け力を得るため、各部を清掃後、赤色の箇所（エンジンオイル等）を薄くぬってください。

ナットとワッシャーの組（前後軸）に、潤滑剤を忘れず塗ってください！

清掃し、潤滑剤を塗布してもスムーズに回転しない場合は、ナットを交換してください。

劣化がひどいものは交換を！

車両火災事故

❗ 事故はバス・トラックともに発生していますが、特にバスでは、乗客を巻き込む重大事故につながりかねません
下記のような前兆が見られたら速やかに停車し、異常の有無を確認してください

車両火災のことが詳しくわかります
https://www.mft.go.jp/doshu/doshu/tenkenseibi/tenken/12/12_3/

異常箇所	症状
加速	普段より加速しづらい・減速しやすい
ブレーキの効き	普段より効きづらい
振動	ハンドルが異常に振動したり、ハンドルを取られたりする
音、臭い	聞き慣れない音がする ゴムや樹脂が焼けたような臭いがする
煙	白煙や黒煙が発生している
電気機器	異常な作動を起こしたり、ヒューズが切れたりする
警告灯	警告灯が点灯する、警報ブザーが鳴る

大型自動車の点検整備・車検と事業用自動車の行政処分

行政処分基準（令和2年3月時点）

① 日常点検の未実施
＜初違反＞：警告～5日 × 違反台数
＜再違反＞：3日～10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施
＜初違反＞：警告～10日 × 違反台数
＜再違反＞：5日～20日 × 違反台数

※実施：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ※後援：内閣府 警察庁 環境省
※協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。 **点検・整備** **検索** www.tenken-seibi.com

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

旅客

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国土交通省令第319号、国土交通省令第101号、国土交通省令第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について（国土交通省自動車交通局長通達）に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

《事 故》

- 1名以上の死者
- 5名以上の重傷者（乗客の場合は1名以上）
- 10名以上の負傷者
- 転覆、転落又は火災事故
- 鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突・接触
- 酒気帯び運転（バス）、酒気帯びを伴う事故（タクシー）
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

《事 件》

- バスジャック、その他テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 乗客又は乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- 報道等で取り上げられるなどの社会的影響が大きい事件
- タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た事件

●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・発生日時
- ・事故、事件の概要
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所
- ・乗客・乗員の人数及び負傷の程度
- ・乗客の国籍
- ・ツアーを企画した旅行会社（貸切のみ）
- ・負傷者の搬送先
- ・その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

営業所が所在する県の
運輸支局へご連絡ください

運輸支局 連絡先	連絡先の勤務時間内 (祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15)	連絡先の勤務時間外 (土・日及び祝祭日含む)
	直通電話	
愛知 運輸支局	052 - 351 - 5382	090 - 1980 - 3186
静岡 運輸支局	054 - 261 - 7622	090 - 1980 - 2482
岐阜 運輸支局	058 - 279 - 3715	080 - 4123 - 1106
三重 運輸支局	059 - 234 - 8411	090 - 2187 - 9847
福井 運輸支局	0776 - 34 - 1603	090 - 2138 - 1132

バスジャック発生時は090-3251-6775

（中部運輸局保安・環境課公用携帯）へ至急ご連絡願います

電話番号のおかけ間違いにご注意願います

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

貨物

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について（国土交通省自動車交通局長通達）に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

《事 故》

- 2名以上の死者
- 5名以上の重傷者
- 10名以上の負傷者
- 酒気帯び運転を伴う事故
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- 事故による積載物※の飛散・漏洩

※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

《事 件》

- テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響が大きい事件

●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・事故、事件の概要
- ・発生日時
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所

- ・積載物品名、数量及び漏洩した数量

※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

- ・その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

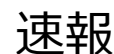
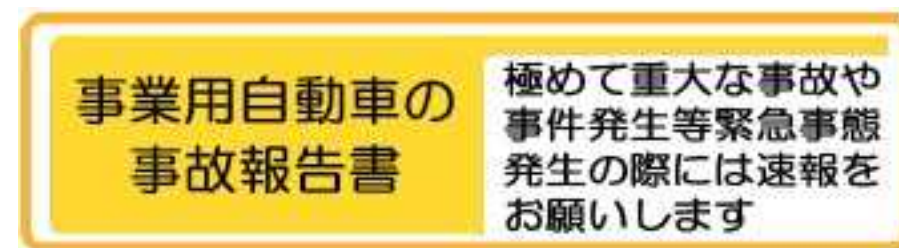


営業所が所在する県の 運輸支局へご連絡ください

運輸支局 連絡先	連絡先の勤務時間内 (祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15)	連絡先の勤務時間外 (土・日及び祝祭日含む)
	直通電話	
愛知 運輸支局	052 - 351 - 5382	090 - 1980 - 3186
静岡 運輸支局	054 - 261 - 7622	090 - 1980 - 2482
岐阜 運輸支局	058 - 279 - 3715	080 - 4123 - 1106
三重 運輸支局	059 - 234 - 8411	090 - 2187 - 9847
福井 運輸支局	0776 - 34 - 1603	090 - 2138 - 1132

電話番号のおかけ間違いにご注意願います

中部運輸局ホームページの
トップページの関連情報（政策情報）に
事業用自動車の事故報告関係のページに
直接リンクしたバナーを追加しました。



事故報告書様式等

重大事故・事件発生時はご連絡ください
中部運輸局

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について
貨物

●どんな時に速報するの？（対象となる事業の種類）

発生から２４時間以内に運輸支局へ速報願います

例：①乗客１名以上死傷又は重軽傷を負った交通事故、道路関係の火災、道路関係の危険物運搬車両の故障等によるもの、②同一車台に二回以上の災害が発生した交通事故、道路関係の火災、道路関係の危険物運搬車両の故障等によるもの、③乗客１名以上死傷又は重軽傷を負った交通事故、道路関係の火災、道路関係の危険物運搬車両の故障等によるもの、④乗客１名以上死傷又は重軽傷を負った交通事故、道路関係の火災、道路関係の危険物運搬車両の故障等によるもの。

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

↓

**営業所が所在する県の
運輸支局へご連絡ください**

重大事故・事件発生時はご連絡ください
中部運輸局

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について
旅客

●どんな時に速報するの？（対象となる事業の種類）

発生から２４時間以内に運輸支局へ速報願います

例：①乗客１名以上死傷又は重軽傷を負った交通事故、道路関係の火災、道路関係の危険物運搬車両の故障等によるもの、②同一車台に二回以上の災害が発生した交通事故、道路関係の火災、道路関係の危険物運搬車両の故障等によるもの、③乗客１名以上死傷又は重軽傷を負った交通事故、道路関係の火災、道路関係の危険物運搬車両の故障等によるもの、④乗客１名以上死傷又は重軽傷を負った交通事故、道路関係の火災、道路関係の危険物運搬車両の故障等によるもの。

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

↓

**営業所が所在する県の
運輸支局へご連絡ください**

重大事故・事件発生時はご連絡ください
中部運輸局

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について
旅客

●何を速報するの？

- 事業者名
- 登録番号
- 事業形態
- 事故、事件
- 発生日時
- 負傷者の程度
- 積載品目、数量及び重量
- 凶器、高圧ガス、毒物又は爆薬
- その他、判明している事項

●何を速報するの？

- 事業者名
- 登録番号
- 事業形態
- 事故、事件の種類
- 被害者の有無、人数及び負傷の程度
- 発生場所
- 乗客、事員の人数及び負傷の程度
- 乗車の国籍
- ツアーを企画し旅行会社（貸切のみ）
- 負傷者の搬送先
- その他、判明している事項

運輸支局 連絡先	通話開始の時間帯内 (休日の場合は午後一時～ 電の着: 9:00～17:15)	通話外の時間帯内 (土・日及び祝祭日のみ) (注)
愛知 西尾支店	052 - 351 - 5382	090 - 1980 - 3186
静岡 道志支店	054 - 261 - 7622	090 - 1980 - 2482
岐阜 遠坂支店	068 - 279 - 3715	080 - 4123 - 1105
三重 竜崎支店	059 - 234 - 8411	090 - 2'97 - 9847
福井 越前支店	0778 - 34 - 1603	090 - 2'36 - 1132

バス・トラック発生時は090-3251-6775
(中野郵便受取・朝田屋の専用機)へ入庫して速報願います